

(公社) 砂防学会 関東支部 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人砂防学会関東支部（以下、関東支部と呼ぶ）の運営を円滑に進めることを目的として定める。

2. 関東支部の運営は、公益社団法人砂防学会定款、公益社団法人砂防学会業務規程、公益社団法人砂防学会経理規程(以下「学会規則」という)、土砂災害緊急調査委員会内規及びこの運営規程に基づいて実施する。
3. 関東支部は、関東地区（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）在住の公益社団法人砂防学会の正会員、賛助会員、学生会員及び名誉会員の内、関東支部の活動に参加する意思を表明した者を正会員として構成する。なお、関東支部は原則として2年毎に関東地区（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）在住の公益社団法人砂防学会の正会員、賛助会員、学生会員及び名誉会員に対して関東支部の活動への参加の意思をメール等で確認する。
4. 関東地区（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）在住の公益社団法人砂防学会の正会員、賛助会員、学生会員及び名誉会員でない者についても、運営委員会による承認により協力会員として関東支部の活動への参加を認めることができる。なお、協力会員の任期は2年とするが再任を妨げない。

第2章 支部役員

(支部役員)

第2条 関東支部に、学会規則の定める支部長、副支部長、支部監事のほか、運営委員、幹事長、副幹事長、幹事を置く（以下「役員」という）。

2. 役員の定員は下記のとおりとする。

支部長	1 名
副支部長	2 名
支部監事	2 名
運営委員	4～20 名
幹事長	1 名
副幹事長	1～2 名
幹 事	10～30 名

3. 副支部長を2名置く場合は、代行順位を付けるものとする。第1順位の副支部長は、支部長に事故あるときにその職務を代行する。

(職務・報酬)

第3条 運営委員は、支部の運営を協議する。

2. 幹事は支部の運営に関する実務を行い、幹事長はこれを総括する。副幹事長は幹事長を補佐する。

3. 役員は、無給とする。

(選任)

第4条 支部長、副支部長、支部監事は、運営委員会が支部に所属する正会員のうちから推薦し、砂防学会長名で委嘱する。なお、正会員でない者でも、協力会員として副支部長、支部監事を委嘱することができる。

2. 運営委員、幹事長、副幹事長、幹事は、運営委員会の推薦に基づき支部に所属する正会員のうちから砂防学会長名で委嘱する。なお、正会員でない者でも、協力会員として運営委員、幹事長、副幹事長、幹事を委嘱することができる。

(任期)

第5条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(解任)

第6条 役員が、次のいずれかに該当するに至ったときには、支部長は解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

第3章 支部総会

(構成・議長)

第7条 支部総会は、支部に所属する支部会員および協力会員の参加により実施する。

2. 支部総会の議長は、支部長とする。

(決議事項)

第8条 支部総会は、支部に関する次の事項を審議する。

(1) 支部の運営規程の変更、廃止

(2) 事業報告案及び決算案の作成

(3) 会計および業務執行に関する支部監事の報告

(4) 支部長、副支部長、支部監事の推薦

(5) 幹事長、副幹事長、運営委員、幹事の推薦

(6) その他、支部総会で審議することが必要な事項

(定足数・議決)

第9条 総会の定足数は特に定めない。

2. 総会の議事は、出席した支部会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3. 支部総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

4. 支部長は、支部監事から、その事由を付した文書により支部総会の開催を請求された場合は、速やかに支部総会の招集をおこなわなければならない。

第4章 運営委員会

(構成・招集・議長)

第10条 運営委員会は、支部長、副支部長、支部監事、運営委員のほか、幹事長、副幹事長をもって構成する。

2. 運営委員会の会議は、支部長が招集する。また、会議の議長は、支部長または副支部長がこれにあたる。

(決議事項)

第11条 運営委員会は、支部に関する次の事項を決議する。

- (1) 支部総会に付議すべき事項
- (2) 支部総会の決議事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画(案)及び予算(案)
- (4) 支部長、副支部長、支部監事の推薦(案)
- (5) 幹事長、副幹事長、運営委員、幹事の推薦(案)
- (6) その他運営に関する事項

(議決)

第12条 運営委員会の議事は、決議について特別の利害関係を有する者を除く出席した運営委員会の構成員の過半数をもって決する。

2. 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 幹事会

(構成)

第13条 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって構成する。

2. 支部運営を円滑に行うため、幹事長の下に総務、会計、広報、企画の担当を置く。

(役割)

第14条 幹事会は、支部長の指揮を受けて、次の事項を実施する。

- (1) 総会、運営委員会の決議事項に関する事項
- (2) 支部長の指示した事項
- (3) その他運営に関する事項

(会議)

第15条 会議は、幹事長が招集し、必要に応じて、支部長または副支部長の参加を求めることができる。また、支部監事は、必要に応じて、会議を傍聴することができる。

2. 会議の議長は、幹事長または副幹事長がこれにあたる。

3. 幹事長は、会議の内容について、支部長に報告しなければならない。

(事務局)

第16条 幹事会の事務を効率的に処理するために、事務局を設置することができる。

2. 事務局の設置及び運営に関する事項については、支部長が定める。

第6章 土砂災害緊急対応委員会

(構成)

第17条 土砂災害緊急調査を円滑かつ迅速に実施するために土砂災害緊急対応委員会は、支部長、幹事長、副幹事長、幹事をもって構成する。

2. 土砂災害緊急対応委員会の副委員長は幹事長とし、支部長が兼務する委員長を補佐する。

第7章 会計処理

(金銭の出納)

第18条 支部における金銭の出納および保管は、本部の指示の基に会計担当の幹事が行うものとする。

(理事会への報告)

第19条 支部の毎年度の収支の予算については、前年度の2月中旬までに、毎年度の収支決算については年度末にあたる2月末までに公益社団法人砂防学会理事会に報告する。

2. 支部の毎年度の事業計画については、前年度の2月中旬までに、毎年度実施した事業の内容については年度末に当たる2月末までに公益社団法人砂防学会理事会に報告する。

(監査)

第20条 支部監事は、決算時および必要と認められる場合は、支部の会計について監査を行い、文書により支部総会に報告しなければならない。

付 則

1. 本運営規程は、平成28年4月21日から施行する。